

## はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧にかかる療養費算定額改定のお知らせ

保険部各位には案として既報の通り、標記について9月23日付の厚労省保険局長通知にて、改定額が明示されました。本年10月1日以降の施術分から適用されますので、ご確認ください。運用部分について変更等が生じた際には、保険部各位には別途お知らせいたします。

### 1 はり、きゅう

#### (1) 初検料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合  
1,610円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合  
1,660円

#### (2) 施術料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合  
1回につき 1,300円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合  
1回につき 1,520円

注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。

#### (3) 往療料 1,800円

注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に770円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2,310円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

### 2 あん摩・マッサージ

#### (1) マッサージを行った場合

1局所につき 285円

#### (2) 温電法を併施した場合

1回につき 80円加算

注 温電法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、110円とする。

#### (3) 変形徒手矯正術を行った場合

1肢につき 575円

#### (4) 往療料 1,800円

注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に770円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2,310円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。